改正

昭和48年6月1日条例第27号 昭和49年6月11日条例第23号 昭和55年10月2日条例第38号 昭和59年12月24日条例第37号 平成4年7月6日条例第38号 平成5年7月15日条例第20号 平成6年7月7日条例第19号 平成6年10月1日条例第27号 平成7年10月5日条例第15号 平成11年3月30日条例第3号 平成17年3月29日条例第11号 平成18年3月29日条例第20号 平成18年3月31日条例第39号 平成18年9月27日条例第55号 平成19年3月29日条例第14号 平成20年3月28日条例第13号 平成20年3月28日条例第19号 平成21年3月30日条例第11号 平成22年3月26日条例第14号 平成24年3月28日条例第13号 平成25年3月29日条例第23号 平成27年3月31日条例第16号

明石市重度障害者医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 重度障害者 次に掲げる要件のいずれかを備えている者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を 受け、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号に定める障害の程度 (以下「障害の程度」という。) が1級、2級又は3級に該当する者
 - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により判定された知的障害の程度が重度(A)及び中度(B1)の者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害程度が1級又は2級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「精神障害者」という。)
 - (2) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給(家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。)をいう。
 - (3) 被保険者等負担額 疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国若しくは地方公共団体(保険者たる国及び地

方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合を除く。)における医療費のうち被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)又は被保険者等であつた者が負担すべき額(保険者(医療保険各法の規定により医療保険各法の給付を行うものをいう。)の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる支給又は給付を受けることができる場合にあつては、当該支給又は給付の額を控除した額)をいう。

- (4) 医療機関等 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所(これらに準ずるものを含む。)又は薬局をいう。
- (5) 低所得者 世帯主及びすべての世帯員につき、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度とする。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)から公的年金等の収入金額に係る所得を引いた額(その額が零以下である場合には、零とする。)の合計額が800,000円以下である者をいう。(対象者)
- 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に 掲げる要件のすべてを備えている重度障害者とする。
 - (1) 市内に住所を有する者であること。
 - (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 重度障害者(障害の程度が3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸に障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有するものに限る。)本人及び配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者のうち、当該重度障害者本人に対して日常生活上又は経済上の援助を行つており、当該重度障害者本人と密接な関係を有するものとして市長が別に定めるもの(以下「特定扶養義務者」という。)の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が235,000円未満であること。
 - イ 重度障害者(障害の程度が3級に該当する者(アに規定する障害の程度が3級に該当する者を除く。)に限る。)本人、配偶者及び特定扶養義務者並びにその属する世帯の他の世帯員の 医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割が課せられていないこと。
 - (3) 医療保険各法の規定による被保険者等又はその被扶養者であること。
 - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、高齢者の医療の確保に関する法律、明石市老人医療費の助成に関する条例(昭和47年条例第3号)又は明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和54年条例第16条)の規定による保護、療養の給付又は医療費の助成を受けていない者であること。
 - (5) 重度障害者の保護者(明石市こども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第23号)第1条の2第2号に規定する保護者をいう。)が、当該障害者の監護を理由に同条例の規定による医療費の助成を受けていないこと。
- 2 重度障害者本人、配偶者又は特定扶養義務者のうち、主として当該重度障害者の生計を維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が失業により著しく収入が減少した場合その他の規則で定める場合は、前項第2号の規定は適用しないものとする。この場合における医療費の助成の適用については、第4条の規定にかかわらず、規則で定めるところによる。

(医療費の助成)

- 第3条 市長は、対象者の疾病(精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に定める額を一部負担金として控除した額を助成する。
 - (1) 入院以外の医療を受けた場合 同一の医療機関等(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等にあつては、それぞれ別個の医療機関とみなす。以下同じ。)につき1日当たり600円(対象者が低所得者である場合にあつては、400円)。ただし、同一の医療機関等において1月に2日を超えて医療を受けた場合、当該医療機関等における医療に係る医療費の助成の額の算出に当たつては、当初の2日についてのみ一部負担金を計上する。
 - (2) 入院に係る医療を受けた場合(次号に該当する者を除く。) 当該医療に要した医療費(健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えないものとする。)の100分の10に相当する額(1月における同一の医療機関等への入院に要した医療費の100分の10に相当する額が2,400円を超えるときは、2,400円(対象者が低所得者である場合にあつては、その額が1,600円を超えるときは、1,600円))。ただし、同一の医療機関等において入院に係る医療を受けた月が連続する3月以上にわたる場合、当該医療に係る医療費の助成の額の算出に当たつては、当初の3月についてのみ一部負担金を計上する。
 - (3) 入院に係る医療を受けた場合で、対象者が出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるとき 一部負担金の額は、零円とする。
- 2 前項の場合において、一部負担金の額が被保険者等負担額に相当する額を超える場合は、一部負担金の額は、当該被保険者等負担額に相当する額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、主たる生計維持者が失業により著しく収入が減少した場合、災害により多大な被害を受けた場合その他の規則で定める場合は、規則の定めるところにより、6月を限度として助成額の算出に当たり被保険者等負担額に相当する額から一部負担金を控除しないことができる。

(助成の適用)

- 第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による認定のあつた日から適用する。 (申請等)
- 第5条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請して、その認定を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による認定の申請があつたときは、その資格を審査し、第2条に定める要件 を備えていることを確認したときは、市長が特別の理由があると認める場合を除き、当該申請者に 対して障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第6条 前条の規定により、受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が医療機関等から診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(助成の方法)

- 第7条 医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことによつて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に直接助成額を支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第8条 受給者は、氏名又は住所等を変更したときは、その旨をすみやかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

- 第9条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (助成費の返還)
- 第10条 偽りその他不正の行為によつて、この条例による助成を受けた者があると認めるときは、市 長は、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度 において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した医療費の額に相当する金額 を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日より施行する。

(市町村民税の額の算定の特例)

2 第2条第1項第2号アに規定する所得割の額及び同号イに規定する所得割については、当分の間、 規則で定めるところにより、平成22年法律第4号による改正前の地方税法の規定の例により算定す るものとする。

附 則 (昭和48年6月1日条例第27号)

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(昭和49年6月11日条例第23号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、改正前の明石市重度心身障害者年金条例及び明石市重度心身障害者医療費助成条例の規定に基づいてなされた受給資格の認定は、この条例の規定に基づいてなされた受給資格の認定とみなす。

附 則(昭和55年10月2日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年9月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の明石市重度心身障害者医療費助成条例第2条の規定に基づき新たに資格を有することとなった者が、昭和55年11月30日までに第5条の規定による認定を受けた場合にあっては、その者に対する医療費の助成は、第4条の規定にかかわらず同年9月1日以降にかかる医療費からとする。

附 則(昭和59年12月24日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の明石市重度心身障害者医療費助成条例第2条の規定に基づき新たに資格を有することとなった者が、昭和60年3月31日までに第5条の規定による認定を受けた場合にあつては、その者に対する医療費の助成は、第4条の規定にかかわらず、昭和59年10月1日以降にかかる医療費からとする。

附 則(平成4年7月6日条例第38号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の明石市重度心身障害者医療費助成条例第2条の規定は、平成4年7月1日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成5年7月15日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月7日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年10月1日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の(中略)明石市重度心身障害者医療費助成条例第3条(中略)の規定は、 平成6年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療 に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月5日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月30日条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の明石市重度障害者医療費の助成に関する条例第3条の規定は、この条例 の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る 医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月27日条例第55号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の明石市重度障害者医療費の助成に関する条例第1条の2第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 (前略)第3条の規定による改正後の明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日条例第19号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(第4条の規定による改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の明石市重度障害者医療費の助成に関する条例第3条の規定は、施行 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の 助成については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の明石市重度障害者医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 この条例の施行の日から平成23年6月30日までの間に限り、改正後の条例第2条第1項の規定に

該当しない者のうち、同項第2号に掲げる要件をこの条例による改正前の明石市重度障害者医療費の助成に関する条例第2条第2号に掲げる要件としたならば改正後の条例第2条第1項の規定に該当する者については、同項に規定する対象者とみなす。この場合において、その者についての改正後の条例第3条の規定の適用については、同条第1項第1号中「600円」とあるのは「900円」と、同項第2号中「2,400円」とあるのは「3,600円」とする。

附 則 (平成22年3月26日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月28日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の明石市重度障害者医療費の助成に関する条例(次項において「改正後の 条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後に行わ れる医療に係る医療費の助成について適用する。
- 3 前項に規定する医療費の助成の実施に必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後 の条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年3月29日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。